

第22回洋野町農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年4月24日（金） 午後2時00分～3時10分
- 2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室
- 3 出席委員 （13人）

1番 間 澤 智 子	2番 太内田 栄 二	3番 源 田 竹 志
4番 林 郷 ケイ子	6番 坂 本 幸 治	8番 川 崎 和 志
9番 大粒来 清美男	10番 軒 保	11番 北 村 卓 也
12番 下 田 博 美	13番 馬 場 賢 一	14番 塩 倉 健 一
15番 高 城 健 一		
- 4 欠席委員 （2人）

5番 長根山 裕 也	7番 舘 野 栄 子
------------	------------
- 5 総会に出席した農地利用最適化推進委員（0人）

新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は農地利用最適化推進委員の出席を要しないこととした。
- 6 日 程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第6 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
 - 第7 議案第5号 農業経営基盤化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第8 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
 - 第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長	麥 澤 光 英
補佐兼係長	大 下 敦 子
専門員	中 里 利 則

8 会議の概要

- ◇議長（会長） ただ今から、第22回洋野町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、当席を含め13人です。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
ただちに会議を開きます。
-

◎議事録署名委員の指名

- ◇議長（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名についてであります。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、14番 塩倉委員、2番 太内田委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- ◇議長（会長） 異議なしと認め、14番 塩倉委員、2番 太内田委員の両人を指名します。
-

◎会期の決定

- ◇議長（会長） 日程第2 会期の決定を行います。
会期は1日限りとするに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- ◇議長（会長） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ◇議長（会長） それでは、議案審議に入ります。
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番及び2番を上程いたします。詳細については事務局の説明を求めます。
- ◇事務局（事務局長） 議長。
- ◇議長（会長） 局長。
- ◇事務局（事務局長） 議案書1ページをお開き願います。
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決を求めるものであります。
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 田 1,420 m²、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番、地目 田 3,233 m²、2筆 合計 4,653 m²であります。
権利区分は売買で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地、〇〇 〇 氏 経営面積は、自作地 田 23,275 m²、畑 10,859 m²、計 34,134 m²であり、農業従事者は3人です。譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇地割〇番地〇、〇〇〇 〇 氏、経営面積は自作地、田 4,653 m²、畑 629 m²で、買受し耕地を拡大しようとするものであります。
お手元の総会提出資料は、1ページから5ページになります。1ページは案内図、現況写真であり、第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇は〇〇側から、第〇〇地割字〇〇 〇〇番は〇〇側から撮影したものであります。2ページ3ページは申請地公図であり、4ページ5ページは許可申請に係る調査書

であり、6の農地法第3条第2項及び第3項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年4月17日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

議案書に戻りまして番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 畑 7,850 m²、1筆 であります。

権利区分は贈与で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇 氏 経営面積は、自作地 畑 227,069 m²、借入地 畑 104,759 m²で、農業従事者は5人であります。譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇 氏、経営面積は自作地、畑 12,465 m²で贈与を受け耕地を拡大しようとするものであります。

お手元の総会提出資料は、6ページから9ページになります。6ページは案内図、現況写真であり、申請地を〇〇側から撮影したものであります。7ページは公図であり、8ページ9ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項及び第3項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年4月17日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

以上説明といたします。よろしくお願い致します。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました委員から現地調査を行った結果についてご報告願います。

番号1番について、〇〇委員お願い致します。

◇〇〇委員 番号1番の申請地について、4月17日、〇〇推進委員と共に現地調査を行った結果を報告します。この申請地は、所有者が耕作できなくなり、借受人に相対で貸借していたものを売買により所有権移転するものです。

現地は数年前から譲受人が耕作して適正に管理されており、今後も継続して耕作を続けるということでしたので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。

次に番号2番について、〇〇委員お願い致します。

◇〇〇委員 番号2番の申請地について、4月17日、〇〇推進委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請は、親戚から贈与を受け、所有権移転し耕作しようとするものです。申請地は、起こした跡があり、農地として適正に管理されていました。

今後も、飼料畑として耕作していくということでしたので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告いたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明及び現地調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。ご質問、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番及び番号2番を申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長(会長) 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長(会長) 次に、日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番を上程いたします。詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局(事務局長) 議長。

◇議長(会長) 局長。

◇事務局(事務局長) 議案書2ページをお開き願います。

議案第2号 申請人から提出のありました農地法第4条に規定する転用許可申請 番号1番について、県知事に進達するにあたり係る意見をお願いするものであります。

番号1番、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇〇、登記地目 畑 670㎡を申請人住所氏名 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇氏が自己住宅建築のため一般個人住宅用地として転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料10ページから18ページをご覧ください。

10ページ11ページは転用事業計画書で、12ページは案内図と現況写真であり〇〇側から撮影したものであります。13ページは公図、14ページは付近状況図であり、申請地は町立〇〇〇学校から〇〇に約260mの位置にあり、〇側を宅地、〇側、〇側を町道、〇側を畑に囲まれた農地であり、農地の種類は、公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地に該当する第2種農地に分類されることを確認しており、当該土地への現地調査は令和2年4月17日に、〇〇委員、〇〇推進委員により行っております

15ページは配置図、16ページは建物立面図であり、実家で申請人の家族4人と、母・兄の6人の生活の中で子供の成長から手狭となり、自己住宅建築のため別の土地も検討したものの、自己所有地が当該地しかなく代替性はないものであります。

17ページ、18ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達する際、添付する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の農地の区分以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

以上、説明といたします。 よろしく申し上げます。

◇議長(会長) 事務局の説明が終わりました。

これより現地において調査いたしました委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

番号1番について、〇〇委員お願い致します。

◇〇〇委員 番号1番の申請地について、4月17日、〇〇推進委員と共に現地調査を行った結果を報告します。この申請は、農地を一般個人用住宅用地に転用するものです。現地は、畑として耕作されていませんでしたが、草刈りがされて適正に管理されていました。

今回の転用目的からこの申請は、周囲の農地に影響ないと考えるので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告いたします。

◇議長(会長) ありがとうございます。議案第2号に係る現地調査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。ご質問ご意見等ございませんか。

(「なし」の声)

◇議長(会長) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、議案第2号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長(会長) 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の番号1番について、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長(会長) 異議なしと認め、議案第2号、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長(会長) 次に、日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号5番を一括上程いたします。詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局(事務局長) 議長。

◇議長(会長) 局長。

◇事務局(事務局長) 議案書3ページをお開き下さい。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請 について、ご説明いたします。

申請人から提出のありました農地法第5条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたり、番号1番から5番までにかかる意見をお願いするものであります。

番号1番、2番は転用計画が同じですので一括ご説明申し上げます。

番号1番、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 田 1,855㎡、番号2番、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 田 1,060㎡で、借人は仙台市〇〇区〇番〇丁目〇番〇号、〇〇建設株式会社 〇〇支店 執行役員支店長 〇〇〇 〇氏が1番貸人住所氏名 洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇氏から、2番 洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇氏から賃貸借により〇〇〇〇〇〇工事 資材置場として その他施設用地の一時転用をしようとするものであります。

お手元の総会提出資料19ページから28ページをご覧ください。

19ページ20ページは転用事業計画書、21ページは案内図及び現況写真で1番2番いずれも〇〇側から、撮影したものであります。22ページは公図、23ページは土地利用計画図であり、当該地は町立〇〇〇〇学校から〇側に約920mの位置にあり、農用地内区域でありますが一時転用であることから、許可はできるものであります。

なお、現地調査は、令和2年4月17日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

25ページ26ページは番号1番、27ページ28ページは番号2番の県知事に進達する意見書になります。いずれも事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の農地の区分以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

次に議案書4ページをお開き願います。番号3番ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇〇番〇、地目 畑、面積 192㎡を 借人住所氏名 洋野町〇〇第〇〇〇地割〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇氏が、貸人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇〇地割〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇氏から、使用貸借によりその他建物用地の事務所及び駐車場用地として転用するものであります。

お手元の総会提出資料29ページから35ページをご覧ください。

29ページは、転用事業計画書であります。一部追認案件であり、〇〇から〇への所有権移転の際に、農地内に建物があることの確認を怠り、今回、使用貸借をするにあたり分筆を進める中で、農地法に

違反していると知った違反転用ではありますが、これに対し所有者からは始末書が提出されており深く反省しているものであります。

30 ページは案内図と現況写真で西側から撮影したものであり、31 ページは公図で、JR 八戸線〇〇駅から〇側に約 600m に位置した小集団の生産性の低い第 2 種農地該当することを確認しております。

32 ページは隣接地の付近状況図、33 ページは配置図であり〇側を宅地、〇側、〇側、〇側を畑に囲まれた農地で周辺農地への影響はなく必要最小限の面積で、事務所に接する駐車場を計画しているものであり代替性はないものと考えられるものであります。

なお、当該土地への現地調査は令和 2 年 4 月 17 日に、〇〇委員、〇〇推進委員により行っております。

34 ページ 35 ページは県知事に進達する意見書であり、事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の農地の区分以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

次に番号 4 番、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇〇、地目 畑、面積 1,535 m²を 譲受人住所氏名 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 氏が、譲渡人住所氏名、〇〇市〇〇 〇〇番地〇〇〇 〇〇 〇〇 氏から売買によりその他施設用地の昆布干場として転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料 36 ページから 41 ページをご覧ください。

36 ページは、転用事業計画書、37 ページは案内図と現況写真で〇側から撮影したものであり、38 ページは公図で、JR 八戸線〇〇駅から〇〇側に約 150m に位置しており第 3 種農地に区分されることを確認しております。

39 ページは隣接地の付近状況図を示す配置図であり、〇側、〇側を公衆用道路、〇側を山林、〇側を畑に囲まれた農地で周辺農地への影響はなく、海に近く道路に面した便利である土地であることから、ほかに代替性はないものであります。

なお、当該土地への現地調査は令和 2 年 4 月 17 日に、〇〇委員、〇〇推進委員により行っております

40 ページ 41 ページは県知事に進達する意見書であり、事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の農地の区分以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

次に番号 5 番、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇〇番〇、地目 田、面積 3,242 m²を 借人住所氏名 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇 株式会社 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇 〇〇 氏が、貸人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番地 〇〇〇 〇 氏 から賃貸借により令和 32 年 3 月 31 日まで、その他建物用地の農産物加工食品工場及び駐車場として転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料 42 ページから 49 ページをご覧ください。

42 ページは、転用事業計画書であり、43 ページは案内図と現況写真で〇〇側から撮影したものであり、44 ページは公図で、〇〇〇〇〇〇 から〇側に約 1.6 km の位置にあり、10ha 以上の一団の農地に位置する第 1 種農地ではありますが、転用目的が農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であると考えられるものであります。

45 ページは隣接地の付近状況図であり、46 ページは配置図、47 ページは建物立面図であり、〇側を国道、〇側、〇側、〇側を休耕田に囲まれており、周辺農地への影響はなく、国道に面し、計画面積から農産物集荷や加工品出荷に適しており代替性はないと思われるものであります。

なお、当該土地への現地調査は令和 2 年 4 月 17 日に、〇〇委員、〇〇推進委員により行っております。

48 ページ 49 ページは県知事に進達する意見書であり、事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の農地の区分以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

以上、説明といたします。 よろしくお願ひします。

◇議長(会長) 事務局の説明が終わりました。

これより現地において調査いたしました委員から、現地調査を行った結果について報告願ひます。
番号1番から4番について、〇〇委員お願ひいたします。

◇〇〇委員 番号1番及び2番の申請地について、4月17日、〇〇推進委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請は、復興道路の側道建設のため耕作していた田を一時転用する申請です。

現地は稲を作付けし適正に管理されていた農地を9月まで資材置場として転用するものです。

今回の転用目的からこの申請は、周囲の農地に影響ないと考えるので、許可しても問題ないと思ひます。

次に番号3番の申請地について、4月17日、〇〇推進委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請地は、借受人の父が所有する農地を分筆し事務所兼駐車場用地として転用する一部追認案件です。

現地は平成26年に時効取得した農地の一部に建築されていた作業小屋を、転用許可を取らずに事務所に改修し、今回駐車場用地と併せて転用するものです。

今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないと考えますので、追認として許可してもやむを得ないものと思ひます。

次に番号4番の申請地について、4月17日、〇〇推進委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請は今後耕作する見込みがない町外の譲渡人が、海産物の干場にしようとする譲受人に売渡すものです。現地の一部は草刈りされていましたが、大半は雑木が生い茂り農地として管理されていませんでした。

今回の転用目的からこの申請は、周囲の農地に影響ないと考えるので、許可しても問題ないと思ひます。

以上、報告いたします。

◇議長(会長) ありがとうございます。

次に番号5番について〇〇委員お願ひします。

◇〇〇委員 番号5番の申請について、4月17日、〇〇推進委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請は、大豆加工工場建築用地として、賃貸借とし転用するものです。

現地は、休耕中の農地で、転用により周辺農地に影響を与えることはないと考えますので、許可しても問題ないと思ひます。

以上、報告いたします。

◇議長(会長) ありがとうございます。暫時休憩します。

(暫時休憩 14:36~14:38)

◇議長(会長) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◇議長(会長) 議案第3号に係る番号1番から5番の説明及び現地調査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑、ございませんか。

(「なし」の声)

◇議長(会長) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、議案第3号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長(会長) 異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から5番まで申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長(会長) 異議なしと認め、議案第3号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長(会長) 次に、日程第6 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について、番号1番を上程します。詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局(事務局長) 議長。

◇議長(会長) 局長。

◇事務局(事務局長) 議案書5ページをお開き下さい。

議案第4号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明申し上げます。

申請人から提出のありました農地転用事業計画変更申請の進達について、係る意見を求めるものであります。

番号1番の申請ですが、この案件は、岩手県指令県北広農第5-5号、平成31年4月15日付けで一時転用の資材置場として、令和2年4月30日までとした農地法5条申請による許可を得た案件で、転用期間の延長変更であります。

申請人は、仙台市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇〇、〇〇〇建設工業株式会社 〇〇支店 執行役員支店長 〇〇 〇〇 氏 所在地番 洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇 〇〇番〇であり、工事期間延長により資材置き場として、1ヶ月間延長し令和2年5月31日までとしようとするものです。

総会提出資料の50ページから52ページをご覧願います。

50ページは位置図、51ページは隣接土地の状況図であり、52ページは工程表であります。

なお、故意及び過失でないことや変更後の転用計画事業において許可基準を満たした期間延長であることから変更しても問題はないものと考えます。

以上、説明といたします。

◇議長(会長) 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声)

◇議長(会長) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、議案第4号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長(会長) 異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号 農地転用事業計画変更申請について申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長(会長) 異議なしと認め、議案第4号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号1番から9番を一括上程いたします。

詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書6ページをお開き願います。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、本委員会の審議を洋野町長より求められお願いするものであります。

議案書 7ページをお開きください。利用権設定に係る8ページから28ページの9件51筆84,800㎡の農用地利用集積計画の各筆明細書総括表でありますので、本表番号順にお手元の総会提出資料53ページから61ページでご説明いたします。

総会提出資料53ページは、審議依頼書写し、54ページは番号1番から9番までの農用地利用集積計画の案内図であります。

資料55ページに参りまして、利用権設定番号1番、利用権の設定を受ける者の氏名住所は、○○○○洋野町○○第○○地割○○番地、利用権の設定する者の氏名住所は、○○○○氏 洋野町○○第○○地割○○番地○、権利を設定する土地の所在、洋野町○○第○○地割○○番○、○○番○、○○番○、○○番○、○○番○、○○番○、○○番○の7筆11,190㎡利用権の種類は賃貸借で内容は田、期間は令和2年5月1日から令和12年4月30日までの10年間で借賃は○○○10a当たり○○kgの物納であり経営は水稻であります。

56ページ番号2番、利用権の設定を受ける者の氏名は、○○○○氏、洋野町○○○第○地割○○番地○○、利用権を設定する者の氏名住所は、○○○○氏 洋野町○○○第○○地割○○番地○、権利を設定する土地の所在、洋野町○○○第○○地割○○番○○であり、1筆30,067㎡利用権の種類は賃貸借、内容は畑、期間は令和2年5月1日から令和3年4月30日までの1年間、賃借料10a当たり年額○○○○円で経営は酪農であります。

57ページ番号3番、利用権の設定を受ける者の氏名住所は、○○○○氏、利用権を設定する者の氏名住所は、○○○○氏 洋野町○○第○○地割○○番地、権利を設定する土地の所在、洋野町○○○第○地割○○番○○であり、1筆10,032㎡利用権の種類は賃貸借、内容は畑、期間は令和2年5月1日から令和7年4月30日までの5年間で、賃借料10a当たり年額○○○○円、経営は酪農であります。

58ページ59ページ番号4番、利用権の設定を受ける者の氏名住所は、○○○○氏 洋野町○○○第○○地割○番地、利用権を設定する者の氏名住所は、○○○○氏 洋野町○○第○○地割○○番地○○、権利を設定する土地の所在、洋野町○○第○○地割○○番○、○○番○、○○番○、○○第○○地割○○番○、○○番○の○、5筆合計92,264㎡利用権の種類は賃貸借、内容は畑、期間は令和2年5月1日から令和9年4月30日の7年間で、賃借料10a当たり年額○○○○円、経営は水稻及び酪農、肉用牛であります。

60ページ番号5番、利用権の設定を受ける者の氏名住所は、○○○○○氏 軽米町○○第○○地割○○○番地○○、利用権を設定する者の氏名住所は、○○○○氏 洋野町○○第○○地割○○番地、権利を設定する土地の所在、洋野町○○第○○地割○番○、○番○、○○第○○地割○○番○、3筆合計26,489㎡利用権の種類は賃貸借、内容は畑、期間は令和2年5月1日から令和7年4月30日までの5年間で、賃借料3筆年額○○○○円であり、経営は酪農であります。

61 ページ番号6番、利用権の設定を受ける者の氏名は、〇〇 〇 氏、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇〇、権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、6筆合計1,809㎡ 利用権の種類は使用貸借、内容は田、期間は令和2年5月1日から令和7年4月30日までの5年間であり、経営は水稻、原木椎茸であります。

番号7番、利用権の設定を受ける者の氏名は、〇〇 〇 氏、利用権を設定する者の氏名住所は、まる 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、8筆合計3,915㎡ 利用権の種類は使用貸借、内容は田、期間は令和2年5月1日から令和7年4月30日までの5年間であり、経営は水稻、原木椎茸であります。

番号8番、利用権の設定を受ける者の氏名は、〇〇 〇 氏、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇〇 氏、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、10筆合計3,072㎡ 利用権の種類は使用貸借、内容は田、期間は令和2年5月1日から令和7年4月30日までの5年間であり、経営は水稻、原木椎茸であります。

番号9番、利用権の設定を受ける者の氏名は、〇〇 〇 氏、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、10筆合計5,961㎡ 利用権の種類は使用貸借、内容は田、期間は令和2年5月1日から令和7年4月30日の5年間であり、経営は水稻、原木椎茸であります。

以上、説明といたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審査決定について、利用権設定番号1番から9番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定することに致しました。

.....

◎報告第1号の上程、説明、質疑

◇議長（会長） 次に日程第8 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について番号1番から番号2番を一括上程いたします。詳細について事務局から説明報告を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書29ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認についてご説明いたします。

農地法第6条第1項の規定により提出された農地所有適格法人報告書について、同法第2条第3項各号の規定に基づく要件を満たしているか確認した結果について、報告するものであります。

番号1番 報告年月日は令和2年4月14日、法人の住所・名称は〇〇市〇〇町〇〇第〇〇地割〇〇〇番地、有限会社〇〇牧場、事業年度は平成31年1月1日から令和元年12月31日、農地所有適格法人要件の法人形態は 有限会社 事業の種類は畜産業であり、要件全てが適となっております。

番号2番 報告年月日は、令和2年4月14日、法人の住所・名称は洋野町〇〇第〇地割〇〇〇番地〇、農事組合法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、事業年度は 平成31年2月1日から令和2年1月31日、農地所有適格法人要件の法人形態は 農事組合法人、事業の種類は TMR 飼料の製造であり、要件全てが適となっております。

関係資料は、総会提出資料 62 ページ 63 ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしくお願いいたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認についてを終わります。

.....

◎報告第2の上程、説明、質疑

◇議長（会長） 次に、日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、事務局から説明報告を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書 30 ページ 31 ページをお開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領の相続等の届出に対し、受理不受理を決定し通知しなければならなされているものであります。

届出のあった番号1番から16番の田49筆、畑18筆につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

権利を取得した事由は持分放棄が5件、相続が11件であり、あつせん希望は全て無しで提出されております。

なお、届出受理に係る関係資料は総会提出資料 64 ページから 79 ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしくお願いいたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告についてを終わります。

.....

◇議長（会長）

これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第22回洋野町農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

令和2年4月24日 開 議

第22回洋野町農業委員会総会

議 事 録 署 名

会 長

14 番（塩倉委員）

2 番（太内田委員）